

平成 20 年 6 月 24 日

各 位

会社名 株式会社スルガコーポレーション
(東証第 2 部・コード 1880)
(URL <http://www.suruga.com>)
代表者名 代表取締役社長 中 良久
問合せ先 執行役員管理本部長 帖佐 英典
TEL 045-314-0361

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

弊社は、本日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行なうことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行ない、受理されますとともに、同日付にて同庁より監督命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係する皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けする事態となりましたことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、今後は、裁判所及び監督委員の指導監督のもと、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

弊社は、昭和 47 年に駿河建設株式会社として設立して以来、建設事業を営んで参りましたが、昭和 50 年代半ばからは不動産の専有卸事業、平成 8 年ころからは不動産ソリューション事業に参入するなど、不動産事業も展開して参りました。

そして、弊社は、上記不動産ソリューション事業の一環として、平成 15 年ころから、取得した不動産の居住者に対する立ち退き交渉を、共同都心住宅株式会社及び光誉実業株式会社の一部委託して参りました。

しかしながら、弊社は、後に立ち退き交渉を委託していた上記 2 社が反社会的勢力に当たるとの認識に至り、平成 19 年 3 月ころには共同都心住宅株式会社との業務委託契約を、平成 19 年 6 月ころには光誉実業株式会社との業務委託契約をそれぞれ解消いたしました。

ところが、平成 20 年 3 月 4 日、共同都心住宅株式会社の元社長風間勇二氏及び光誉実業株式会社の社長朝治博氏ら両社関係者 12 名が、弁護士資格を有しないにもかかわらず、報

酬を得る目的で業として法律事務を取り扱ったとして、弁護士法第 72 条違反の容疑で逮捕され、このことが、同関係者らが反社会的勢力又はその疑いがある者であるとの事実とともに広く報道されたため、弊社は反社会的勢力との関係を取り沙汰され、銀行からの新規の資金調達が困難になるとともに、立ち退き交渉が行われた不動産の売却も困難を極める状況に至りました。

さらに、弊社は、上記報道に起因する資金繰りの悪化に伴い、平成 20 年 5 月 29 日、会計監査人である新日本監査法人から、平成 20 年 3 月期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領し、早晚、上場廃止基準に抵触する見込みが高い状況にありました。

以上のような状況のもとで、弊社は、不動産売却、借入、増資等による資金調達の途を模索して参りましたが、平成 20 年 6 月末までに必要な資金を調達する目処が立たず、貸借対照表上は資産超過となっているとはいえ、今後の債務の支払いを正常に行うことができないと判断したことから、やむを得ず、民事再生手続開始の申立てに至ったものであります。

2. 負債総額(平成 20 年 5 月 31 日現在、ただし一部は平成 20 年 4 月 30 日及び 6 月 20 日現在)
約 620 億円

なお、計上基準の違いにより会計上の負債とは一致しません。

3. 今後の見通し

今後につきましては、裁判所及び監督委員である須藤英章弁護士の指導監督のもと、金融機関、取引先をはじめとする関係各位のご支援とご協力を賜りながら、事業の円滑な遂行に努め、信用回復と事業再建に向けて、弊社一丸となって努力して参る所存であります。

皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、今後の弊社の再建に何卒格別のご理解とご協力を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

なお、このような事態に至りましたことから、来る 6 月 26 日に予定されております弊社定時株主総会において、第 5 号議案としておりました期末配当を含む剰余金処分の件という議題は撤回をさせていただくこととなります。

また、本日開催の取締役会において、弊社株主優待制度を廃止し、平成 20 年 3 月期末現在の株主に対する株主優待の実施を取りやめさせていただくことも決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

4. 民事再生手続開始の申立てに伴う弊社の株式の取扱いについて

有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定する再建計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。

(ご参考)

1. 申立の概要

- | | | |
|-----|-------------|--------------------------|
| (1) | 申立日 | 平成 20 年 6 月 24 日 |
| (2) | 弁済禁止の保全処分命令 | 同 日 |
| (3) | 監督命令 | 同 日 |
| (4) | 事件番号 | 東京地方裁判所平成 20 年(再)第 134 号 |
| (5) | 申立代理人 | 弁護士 鈴木学・南賢一ほか |
| (6) | 監督委員 | 弁護士 須藤英章 |

2. 会社の概況

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| (1) | 名 称 | 株式会社スルガコーポレーション |
| (2) | 本店所在地 | 神奈川県横浜市神奈川区台町 15 番地 1 |
| (3) | 代表取締役 | 代表取締役 中 良久 |
| (4) | 設立年月日 | 昭和 47 年 3 月 24 日 |
| (5) | 資本の額 | 139 億 7680 万 4342 円 |
| (6) | 負債総額 | 約 620 億円 |

以 上